



ついていますか？家族を守る！

住宅用火災警報器

～すべての住宅に設置の義務があります～

～長生都市で取り付けが義務付けられている場所～（長生都市火災予防条例第29条の2）

- 寝室
- 寝室のある階の階段
- 4畳半以上の部屋が5つ以上ある階の廊下
- 台所（煙または熱）



気を付けて！



悪質な 訪問販売

！消防や市町村は、訪問販売をしません。
！特定業者に斡旋・販売はしません。

◎「おかしいな？」と思ったら、
お近くの消防署や、消費生活センターへ
お気軽にご相談ください。
＜茂原市消費生活センター＞
0475-20-1101

H28.6.1現在 一部設置を含む
長生都市の設置率

全国での設置率→81.2%
千葉県全体の設置率→77.6%
！これは47都道府県中34位！

長生都市は... 45%
！全国的に見ても低い設置率です！
※家族全員を守るために、大切な家を
守るために、住宅用火災警報器を
設置しましょう！

お手入れしてますか？家族のために！

住宅用火災警報器



～日頃のお手入れが大切です～



定期的な作動確認

- ボタンを押す、または紐を引いて、年に1度は作動確認をしましょう。
↓
音が鳴らない場合は・・・
- 電池がきちんとセットされているか確認をしてください。
↓
それでも音が鳴らない・・・
- 「電池切れ」か「本体故障」です。取扱い説明書を見てください。

定期的なお手入れ

- 家庭用中性洗剤を浸して、十分に絞った布で軽く拭いてください。
- ベンジン、シンナーなどの有機溶剤の使用、水洗いは絶対にしないでください。
- お掃除方法は機種により違います。取扱説明書を見てください。

※ 警報器は最大10年を目安に交換をお勧めします！！

知っていますか？ 警報が鳴った時の対処法



火災警報器が鳴ったうどうするの！？

・ 火災の場合

火元を確認、可能であれば消火器等で初期消火を行うとともに、119番通報や避難を行います。

・ 火災でない場合 (調理中の蒸気・煙で鳴ることがあります。)

「警報停止ボタン」または「引きひも」で警報音を止め、室内の換気を行います。

※ 警報音以外に、短い間隔で音が鳴った場合は、電池切れや故障の場合があります。

※ 電池交換や機器の交換を行ってください。お買い上げの販売店、メーカー等にご相談ください。

消防本部予防課
26-0119

中央消防署
24-0119

北消防署
33-0119

南消防署
42-2123

西消防署
46-1196